



2025 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 v i s u m o
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 井 上 純
(コード番号：303A 東証グロース市場)
問 合 わ せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 見 城 壮 彦
TEL. 03-6822-4888

株式会社R e v i C oとの吸収合併契約締結及び 臨時株主総会開催のための基準日設定のお知らせ

当社と株式会社R e v i C o（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長 高橋 直樹、以下「R e v i C o」）とは、本日開催の両社の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、R e v i C oを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うための吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結することを決議するとともに、臨時株主総会開催のための基準日を設定することもあわせて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第1 本吸収合併

1. 本経営統合の目的等

(1) 本経営統合の背景

SNS の普及により消費者の購買行動が劇的に変化する市場において、人々は企業からの一方的な情報よりも、SNS 上の UGC（ユーザー生成コンテンツ）等の「共感」できるリアルな情報が求められるようになり、テキストから画像・動画へと情報収集の手段がシフトし、企業には顧客との長期的な関係を築き、顧客と共にブランド価値を創造していくことが不可欠となり、顧客の感情に訴えかけるビジュアルコンテンツと、信頼を醸成するリアルな声を戦略的に活用するソリューションが求められています。このような状況下において、visumo の「感情的な惹きつけ」に、ReviCo の「信頼担保」が組み合わせることで、顧客がブランドを知り、体験し、その声を共有・拡散させ、企業がその声に応じてサービスを向上させるという持続的な成長サイクルが生まれ、これは、顧客を単なる購入者ではなく、ブランドを共に創るパートナーとして捉える、次世代のマーケティングサービスとしてのニーズに応えるものとなります。そのような背景を基にして両社が提供するサービスのシナジーについて 2025 年 4 月より議論を重ねた結果、新たな成長機会の創出が可能であるとの結論に至り、両社が合併する事で早期の実現と両社企業価値の向上に資すると判断したため、本合併契約の締結に至りました。

(a) visumo 共感を創出し、ロイヤルティを生むビジュアル活用

visumo は、Instagram の投稿写真や動画といった UGC や、スタッフ・アンバサダーが発信するビジュアルコンテンツを EC サイトに活用するマーケティングサービスです。その目的は、単にコンテンツを表示することではなく、商品の背景にあるブランドの世界観や、ユーザーのリアルな使用シーンを伝えることで、顧客に「出会いたいコンテンツ」を提供し、新たな発見や感動を生み出すことにあります。visumo の強みは、ビジュアルを通じて顧客の感情や憧れに直接訴えかけ、購買意欲そのものを創出する点です。さらに、UGC の掲載許諾プロセスを通じて顧客とコミュニケーションを図ることで、顧客の「ファン化」を促進し、一時的な売上貢献を超えた長期的なブランド資産の構築を可能にします。EC サイトを単なる購入の場から、発見と体験を提供するメディアへと進化させる戦略的なツールです。

(b) ReviCo 信頼を基盤に、集客から共創まで実現するレビュー活用

ReviCo は、EC サイトにおけるレビューを戦略的に活用するマーケティングサービスです。その価値は、購入の後押しに留まりません。口コミ収集に関する特許技術を有し、購入後の自動メールからログイン不要・最短 2 クリックで投稿できる「手間いらず」の設計で、質の高いレビューを効果的に収集します。収集したレビューは、年代や肌質などの属性で絞り込めるため、顧客は自分と似た境遇の人の意見を参考にでき、購買への不安を解消します。さらに、この豊富なレビューコンテンツは SEO 対策としても機能し、自然検索からの集客に貢献します。また、導入企業を横断した口コミポータルサイト「ReviCo ポータル」からの送客も見込めるため、新たな集客チャネルとしても機能します。そして、集まった「顧客の生の声」は、製品開発やサービス改善に活かすことができ、顧客と共に価値を高めていく貴重なデータ資産となります。

(c) visumo と ReviCo が拓く価値

visumo と ReviCo をあわせて提供することは、単なる機能の補完に留まらず、顧客との新しい関係性を築くエコシステムを構築することに繋がります。

- ・共感で知り (visumo)

ビジュアルコンテンツ (UGC、ブランドの想い) をパーソナライズして届けることで、顧客の心を掴み、企業への共感、「欲しい」という感情的な惹きつけを生み出します。

- ・信頼で選び (ReviCo)

商品ページで信頼性の高いレビューに触れ、購買への不安を解消し、納得して購入に至ります。

- ・体験を共有し (visumo & ReviCo)

特許技術に裏付けられた簡単なプロセスで体験をレビューとして共有。その声が新たな顧客を呼び込む資産となります。また、購入後の体験を動画・画像で共有し、顧客がつながります。

- ・企業が学び、応え (visumo & ReviCo)

企業はレビューデータを分析し、製品やサービスを改善。また、スタッフの想いがビジュアルコンテンツとして簡単に共有。顧客との「共創」が実現します。

- ・共感が深まり、拡散する (visumo & ReviCo)

改善されたサービスや、企業とのコミュニケーションを通じて顧客のファン化が加

速。新たな UGC や好意的なレビューが生まれ、それが visumo と ReviCo を通じてさらに多くの人へと拡散されていきます。

(2) 本経営統合の目的

両社は、「クロスセルによる事業成長」「マーケティングサービスの強化」「経営基盤の強化・管理コストの削減」を軸とした統合効果の実現により、企業価値の向上及び株主の皆様の株式価値の増大を目指し、本経営統合を進めてまいります。

(a) クロスセルによる事業成長

両社は、EC サイト運営事業者をはじめ共通の顧客基盤を有しており、2025 年 9 月現在の累計導入社数は visumo が 900 社超、ReviCo が 320 社超となっております。統合により両社の既存顧客への効率的な相互提案が可能となり、クロスセルによる単価向上に伴う事業成長の加速が期待されます。また、両サービスを併せてご導入いただく事でワンストップのマーケティングサービス提供が実現されることから、顧客ロイヤルティの向上によるサービス継続利用の向上、解約率の低下が期待され、持続的な成長を図る事ができると考えております。

(b) マーケティングサービスの強化

本経営統合により、visumo のビジュアルデータと ReviCo のレビューデータをシームレスに連携する事で、両社が AI 技術を活用して推進するパーソナライズ機能をより高度なものへと進化させる事が可能と考えております。また、ReviCo は口コミ収集に関する特許技術（特許 7588912、特許 7606790）を保有しています。この技術を取入れ活用させていく事で、より信頼性が高く効率的なコンテンツの収集が実現します。これらの強化により EC サイトやオウンドメディアでの「共感」と「信頼」そして「共有」の持続的成長サイクルを促進する次世代型のマーケティングサービスへの進化を図る事ができると考えております。

(c) 経営基盤の強化・管理コストの削減

両社は、これまでに培ってきた開発技術、営業、マーケティングのノウハウおよび人材を統合することで、事業規模の拡大と経営効率の向上を実現し、企業規模が拡大し信用力の向上や財務基盤が強化されることで、今後の持続的な成長を実現するための投資にも対応しやすくなると考えております。また、両社が管理部門ならびにオフィス環境や IT インフラを一本化することで、重複業務の解消やオペレーションを効率化することで、コスト最適化による中長期的な利益率の向上を図る事ができると考えております。

2. 合併の要旨

(1) 本吸収合併の日程

本合併契約締結に係る取締役会決議日	2025 年 10 月 16 日
本合併契約締結日	2025 年 10 月 16 日
臨時株主総会のための基準日公告日	2025 年 10 月 17 日（予定）
臨時株主総会のための基準日	2025 年 10 月 31 日（予定）
臨時株主総会開催日	2025 年 12 月 19 日（予定）
本吸収合併の効力発生日	2026 年 1 月 1 日（予定）

（注） 上記日程は、本吸収合併に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。

(2) 本吸収合併の方式

本吸収合併は、当社を吸収合併存続会社、R e v i C o を吸収合併消滅会社とする吸収合併であり、当社においては 2025 年 12 月 19 日開催予定の臨時株主総会において、R e v i C o においては 2025 年 12 月 19 日の臨時株主総会において、それぞれ承認を得たうえで、2026 年 1 月 1 日を効力発生日として行われる予定です。

(3) 本吸収合併に係る割当ての内容

	当社 (吸収合併存続会社)	R e v i C o (吸収合併消滅会社)
本吸収合併に係る 割当比率	1	27.58
本吸収合併により 交付する株式数	当社普通株式：413,700 株（予定）	

（注 1）株式の割当比率

R e v i C o の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 27.58 株を割当交付します。上記の本吸収合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議のうえ変更することがあります。

（注 2）本吸収合併により交付する当社の株式数

当社は、本吸収合併に際して、本吸収合併により当社が R e v i C o の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の R e v i C o の株主名簿に記載又は記録された R e v i C o の株主（当社及び R e v i C o を除きます。）に対して、その保有する R e v i C o の普通株式の株式数の合計に 27.58 を乗じた数の当社の普通株式を割当交付する予定であり、かかる交付については、新たに発行する普通株式を使用する予定です。

- (4) 本吸収合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

R e v i C oは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 割当内容の根拠及び理由

(1) 割当内容の算定根拠

当社は、本合併比率を含む本吸収合併の公正性・妥当性を確保するため、当社及びR e v i C o並びに当社及びR e v i C oの親会社である株式会社ソフトクリエイトホールディングス（以下「S C H D」といいます。）から独立した第三者算定機関であるB E 1 総合会計事務所（以下「B E 1」といいます。）に合併比率の算定を依頼し、2025 年 10 月 15 日付けをもって合併比率算定書を取得しています。

また、当社は、上記に加え、「第2 支配株主との取引等に関する事項」に記載のとおり、独立役員である社外取締役から2025 年 10 月 16 日付けをもって、本吸収合併の目的は正当かつ合理的であり、本吸収合併の条件及び交渉過程の手続は公正であり、本吸収合併を行うことが当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見書を取得しています。

当社は、かかる算定書及び意見を踏まえ、財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案しつつ、本吸収合併比率により本吸収合併を行うことについて慎重に協議・検討した結果、本吸収合併比率は、B E 1 から受領した合併比率の算定結果のうち、参考値として補完的に算定されたD C F法による評価レンジの上限を僅かに超過するものであるが、主たる算定手法であり上場株式について最も信頼が置ける算定手法である市場株価基準法に基づく算定レンジの中央寄りの数値であることから合理的な水準にあり、少数株主の皆様にとって不利益なものではなく、本吸収合併比率により本吸収合併を行うことが妥当であると判断したことから、本日、本吸収合併契約を締結することを決定しました。

なお、本吸収合併比率は、本吸収合併契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社の合意の上、変更されることがあります。

(2) 算定に関する事項

(a) 算定機関の名称等

B E 1 は、当社、R e v i C o 及びS C H Dから独立した第三者算定機関であり、当社、R e v i C o又はS C H Dの関連当事者に該当せず、本吸収合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

また、当社がB E 1 に対して支払う報酬金額は、本吸収合併の成否にかかわらず支払われる固定報酬であることから、本吸収合併の成否からの独立性も確保されております。

(b) 算定の概要

B E 1 は、当社の株式が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価平均法を採用し、これを補完する目的の参考値として、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法による算定も行いました。他方、R e v i C o の株式は金融商品取引所に上場されていませんが、上場類似会社が複数存在し類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、これらに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。以下の合併比率は、R e v i C o の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式の比率（合併比率）を記載したものです。

採用手法		合併比率の評価レンジ
当社	R e v i C o	
市場株価基準法	類似会社比較法	19.45～30.84
	DCF法	24.95～35.71
DCF法	DCF法	17.12～27.50

（市場株価平均法）

2025年10月15日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所における算定基準日までの5営業日、1か月間、3か月間及び6か月間の出来高過重平均値を採用しております。

（類似会社比較法）

R e v i C o の主要事業に類似性が認められる類似上場会社として、株式会社ドーン、株式会社いい生活、e B A S E株式会社、S C A T株式会社、株式会社ユーザーローカル及びアライドアーキテクツ株式会社を選定したうえで、EV/EBITDA 倍率を用いて算定を行いました。

（DCF法）

当社については、当社が作成した2027年3月期を最終期とする利益計画を計画1期として、計画2期以降は前年比10%増加、計画6期以降はゼロ成長で推移する前提としました。かかる計画を前提として考慮したうえで、将来の年次の株主に帰属するネット・キャッシュ・フローを予測し、これに一定の割引率をもって割引計算したキャッシュ・フローの現在価値の総和として評価しています。割引率は8.7%～10.7%を採用しており、継続価値の算定に際しては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%を採用しております。

R e v i C o については、R e v i C o が作成した現在進行期である2026年3月期の利益予算を基礎とし、かかる予算が将来計画1期（2027年3月期）の業績とみなし、計画2期以降は前年比10%増加、計画6期以降はゼロ成長で推移するモデルを採用いたしました。かかる計画を前提として考慮したうえで、将来の年次の株主に帰属するネット・キャッシュ・フローを予測し、これに一定の割引率をもって割引計算したキャッシュ・フローの現在価値の総和として評価しています。割引率は8.7%～10.7%を採用しており、継続価値の算定に際しては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%を採用しております。

v i s u m o の利益計画においては、大幅な増益を見込んでいる計画年度が含まれてい

ます。具体的には、計画第2期（2026年3月期）から第5期（2031年3月期）について、売上高、売上原価（ソフトウェア償却費を除く。）及びソフトウェア投資額が前年比10%増にて推移するとしつつ販売費及び一般管理費が増加しないモデルを前提としたことを理由として、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローが、当該各計画期においていずれも前年比30%超の増額となることを見込んでおります。

R e v i C oの利益計画においては、大幅な増益を見込んでいる計画年度が含まれています。具体的には、売上高、売上原価（ソフトウェア償却費を除く。）及びソフトウェア投資額が前年比10%増にて推移するとしつつ販売費及び一般管理費が増加しないモデルを前提としたことを理由として、計画第2期（2026年3月期）から第5期（2031年3月期）における営業利益、また、計画第2期（2026年3月期）から第6期（2032年3月期）におけるフリー・キャッシュ・フローが、当該各計画期においていずれも前年比30%超の増額となることを見込んでおります。

B E 1は、上記合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用しており、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としていますが、それらの正確性及び妥当性並びに完全性の検証を行っておらず、また、その義務を負うものでも、それらを保証するものでもありません。

なお、上記の利益計画及び利益予算は、いずれも本吸収合併の実施を前提としていません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその理由

本吸収合併において当社が上場廃止となる見込みはありません。

(4) 公正性を担保するための措置

本吸収合併は、当社の親会社であるS C H Dを完全親会社とするR e v i C oを吸収合併消滅会社とすることから、当社は、当社、R e v i C o及びS C H Dから独立した第三者算定機関であるB E 1を選定し、2025年10月15日付けをもって本合併比率に関する算定書を取得しました。

なお、本合併比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本吸収合併は、当社の親会社であるS C H Dを完全親会社とするR e v i C oを吸収合併消滅会社とすることから、当社は、利益相反を回避するため以下の措置を実施しております。

(a) 独立した第三者からの意見書の取得

当社は、本吸収合併が当社の少数株主にとって不利益な条件をもって行われることを防止するため、後記のとおり、当社、R e v i C o及びS C H Dから独立した社外取締役から、

2025 年 10 月 16 日付けをもって、本吸収合併の目的は正当かつ合理的であり、本吸収合併の条件は公正であり、本吸収合併の交渉過程の手續は公正であり、本吸収合併を行うことが当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を取得しています。

(b) 利害関係を有しない取締役全員の承認等

当社の取締役会では、当社の取締役のうち当社の親会社である S C H D の取締役及び R e v i C o の取締役を兼任している林雅也を除く、当社の全ての取締役の全員一致で、本組織再編に関する決議を行いました。また、上記の取締役会には、当社の全ての監査役が参加し、独立役員の意見や第三者算定機関の算定結果を踏まえ、少数株主への影響が妥当であると判断し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役を兼任している林雅也は、本合併に関して特別の利害関係を有するため、当社の取締役会における本合併に関する審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において本合併に関する R e v i C o との協議・交渉に参加しておりません。

4. 合併当事者の概要

(2025 年 10 月 16 日現在)

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
名 称	株式会社 v i s u m o	株式会社 R e v i C o
所 在 地	東京都渋谷区神宮前 6 丁目 10-11	東京都渋谷区渋谷二丁目 15-1
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 井上 純	代表取締役社長 高橋 直樹
事 業 内 容	ビジュアルマーケティングプラットフォームの開発、運営	レビューマーケティングプラットフォームの開発、運営
資 本 金	248 百万円	100 百万円
設 立 年 月 日	2019 年 4 月 1 日	2022 年 10 月 19 日
発 行 済 株 式 数	1,637,000 株	15,000 株
決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日
従 業 員 数	42 人	17 人
主 要 取 引 先	(株) e c b e i n g	(株) e c b e i n g
主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行	三井住友銀行
大 株 主 及 び 持 株 比 率	(株) ソフトクリエイティブホールディングス 53.01% 楽天証券(株) 2.91% モルガン・スタンレー MUFG 証券(株) 1.91% 野村證券(株) 1.32% 佐藤 弥生 0.92% UBS AG LONDON ASIA EQUITIES 0.81% 中島 武彦 0.71%	(株) ソフトクリエイティブホールディングス 100%

	株SBI証券..... 0.66% GMOクリック証券(株)..... 0.64% 山本 裕治..... 0.59% (2025年9月30日現在)	
--	--	--

当事会社の関係

資 本 関 係	当社とR e v i C oとの間に資本関係はありません。
人 的 関 係	当社の取締役である林雅也がR e v i C oの取締役を兼務しております。
取 引 関 係	R e v i C oは当社の再販パートナーとして、R e v i C oの取引先へvisumoサービスの販売をしております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社とR e v i C oは、S C H Dを同一の親会社とする兄弟会社の関係にあるため、関連当事者に該当します。

最近3年間の財政状態及び経営成績(単位：百万円・特記している項目を除く)

	株式会社 v i s u m o			株式会社 R e v i C o		
決 算 期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
純 資 産	361	374	520	146	138	125
総 資 産	465	512	695	161	159	291
1 株 当 た り 純 資 産	241.10 円	249.32 円	317.62 円	9,745.82 円	9,244.20 円	8,395.39 円
売 上 高	522	678	829	45	108	177
営 業 利 益	13	18	79	△3	△7	△12
経 常 利 益	12	19	67	△3	△7	△12
当 期 純 利 益	12	19	45	△3	△7	△12
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	6.38 円	8.22 円	31.45 円	△254.18 円	△501.63 円	△848.80 円
1 株 当 た り 配 当 額 (うち 1 株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

5. 合併後の吸収合併存続会社の状況

名 称	株式会社 v i s u m o
所 在 地	東京都渋谷区神宮前6丁目10-11
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 井上 純
事 業 内 容	マーケティングプラットフォームの開発、運営
資 本 金	248 百万円
決 算 期	3 月 31 日
純 資 産	現時点では確定しておりません。
総 資 産	現時点では確定しておりません。

※ 当社は、本吸収合併の効力発生を条件として、当社定款の一部変更を予定しています。詳細については、本

日公表の『定款一部変更に関するお知らせ』をご覧ください。

※ 当社は、R e v i C o の現代表取締役である高橋直樹氏を本吸収合併後の当社の代表取締役会長として追加選定することを予定しております。詳しくは、本日公表の『代表取締役の異動（追加選定）に関するお知らせ』のとおり、

6. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

7. 今後の見通し

本日付けをもって公表の『代表取締役の異動（追加選定）に関するお知らせ』のとおり、当社は、2025 年 12 月 19 日開催予定の臨時株主総会において取締役として選任されることを条件として、本吸収合併の効力発生日までに開催される取締役会において、R e v i C o の現代表取締役である高橋直樹氏を本吸収合併後の当社の代表取締役会長として追加選定することを予定しております。

本吸収合併による 2026 年 3 月期の当社業績に与える影響額については現在精査中であるため、業績予想修正その他の公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

第2 支配株主との取引等に関する事項

1. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本吸収合併は、当社と同一の親会社（株式会社ソフトクリエイトホールディングス）を有する R e v i C o を吸収合併消滅会社とする吸収合併であり、当社にとって支配株主との取引等に該当します。

当社が、2025 年 6 月 18 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書では、「当社グループは、親会社である株式会社ソフトクリエイトホールディングス及びその子会社との間で行う取引（以下、支配株主との取引）において、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針としております。支配株主との取引が見込まれる際には、事前に取締役会等において当該取引の必要性及び当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に審議した上で意思決定をすることにより、支配株主を除く株主の利益の保護に努めております。」と定めています。

本吸収合併に際しては、以下に記載のとおり、独立性を有する第三者算定機関による算定評価の取得に加え、親会社である S C H D からの独立性を有する独立社外取締役である甲斐真樹氏及び石川憲和氏による審議・検討を行うなど、上記方針に適合していると考えています。

2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 割当内容の根拠及び理由－(2) 算定に関する事項」に記載のとおり、当社は、本吸収合

併における合併比率の公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関であるＢＥ１に算定を依頼し、算定報告書を取得しています。合併比率の算定は、当社については市場株価平均法を採用しつつ、これを補完する目的の参考値としてＤＣＦ法を、また、ＲｅｖｉＣｏについては類似会社比較法及びＤＣＦ法を採用し、当該算定機関が算定した算定結果に基づき、ＲｅｖｉＣｏとの協議により決定しております。

また、当社の親会社であるＳＣＨＤの取締役及びＲｅｖｉＣｏの取締役を兼任している林雅也は、本合併に関して特別の利害関係を有するため、当社の取締役会における本合併に関する審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において本合併に関するＲｅｖｉＣｏとの協議・交渉に参加していません。

上記に加え、本吸収合併に関する取締役会決議に先立ち、当社の支配株主である株式会社ソフトクリエイトホールディングスとの利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の独立社外取締役２名に対して、以下に記載のとおり本吸収合併に関する事項について諮問のうえ、東京証券取引所の定める規則に従い、本吸収合併が当社の少数株主にとって不利益でないとの意見をj得ております。

3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本吸収合併が支配株主との取引等に該当することから、当社は、当社の少数株主にとって不利益な条件をもって本吸収合併が行われることを防止するため、当社、ＲｅｖｉＣｏ及びＳＣＨＤから独立した社外取締役であり、独立役員である甲斐真樹氏及び石川憲和氏に対して、本吸収合併を行うことが当社の少数株主にとって不利益でないか否かを依頼・諮問し、2025年10月16日付けをもって、以下に記載の概要の意見書を取得しています。

(1) 本吸収合併の目的

当職らが確認した各種資料及び当社関係者からのヒアリングによれば、SNSの普及により、企業からの一方的な情報よりも、SNS上のUGC（ユーザー生成コンテンツ）等の共感できる情報が求められる状況を踏まえ、両社が提供するサービスのシナジーについて議論を重ねた結果、以下に掲げるとおり本吸収合併における背景や狙い及び本吸収合併による期待される効果から、当社の企業価値の向上が見込まれるとの経営上の判断の正当性が認められる。

(a) 本吸収合併の背景と狙い

SNSの普及により消費者の購買行動が劇的に変化し、企業からの一方的な情報よりも、SNS上のユーザー生成コンテンツ等の共感できる情報が求められる状況下において、ビジュアルコンテンツで「共感」を創出する当社の強みと、レビュー活用で「信頼」を担保するＲｅｖｉＣｏの強みを組み合わせる。これにより、「共感で知り、信頼で選び、体験を共有・拡散する」という持続的な成長サイクルを創出し、次世代のマーケティングサービスを提供することを戦略的な狙いとしているとの説明を受けた。

本吸収合併は、ユーザー生成コンテンツ等の共感できる情報が求められる市場動向を的確に捉えたものであり、両社の補完的な強みを活かして新たな顧客価値を創出しようとする点で、高い合理性が認められる。

(b) 本吸収合併による効果

本吸収合併による効果として、(a)既存顧客基盤という具体的な根拠に基づくクロスセル、(b)データ連携や特許技術活用といった明確なサービス強化策、(c)管理部門統合によるコスト削減といった実現可能性の高い施策に関する説明を受けた。

これらの効果が実現されることにより、事業成長の加速、競争優位性の確立、収益性の向上が期待できる。これらは当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものであり、本吸収合併には正当性があると認められる。

当職らが当社の独立社外取締役として数年にわたって経営に関与してきた知識及び経験を踏まえて検討した結果、上述した背景のもとでは、本吸収合併によって得られる種々の効果によって更なる当社の企業価値の向上が見込まれるとの当社の判断には十分合理性が認められるため、本吸収合併の目的には正当性・合理性が認められる。

(2) 本吸収合併の条件

(a) 算定の概要について

当社は、合併比率を検討するに際して、当社及びR e v i C o並びにS C H Dから独立した第三者算定機関であり、当該業務について経験豊富で社会的に一定以上の信頼を得ているB E 1に算定書の作成を委嘱し、本吸収合併の公正性・妥当性を判断するための基礎資料として2025年10月15日付け合併比率算定書を取得した。

B E 1は、当社については、当社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を採用し、これを補完する目的の参考値として、将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法による算定も行った。他方で、R e v i C oについては、同社の株式は金融商品取引所に上場されていないものの、上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、これらに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を採用して算定を行った。

B E 1は合併比率の算定業務について経験豊富で社会的に一定以上の信頼性を有していることに加え、合併比率の算定においては合理的な評価手法が用いられており、当社の価値を不当に低く評価する等の恣意的な数値操作は認められないこと、また、算定の基礎となる利益計画や利益予算等に不合理な点は見受けられないことからすると、本算定書は、その作成方法及び内容において、適正・妥当なものと認められる。

(b) 合併比率について

当社取締役会は、本吸収合併における利益相反を解消したうえで、上記の算定書における算定結果を踏まえ、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の要因を総合的に勘案しつつ慎重に検討し、R e v i C oとの間で協議を重ねた結果として合併比率を決定しており、また、かかる合併比率は、当該算定書における参考値として補完的に算定されたD C F法による評価レンジの上限を僅かに超過するものであるが、主たる算定手法であり上場株式について最も信頼が置ける算定手法である市場株価基準法に基づく算定結果の算定レンジの中央寄りの数値であることから、本吸収合併の条件の公正性は確保されているものと認められる。

(3) 交渉過程その他の手続

本吸収合併に向けた検討過程において、吸収合併の条件の公正性の担保という観点において、以下のとおり、具体的な対応が行われていることから、本吸収合併における交渉過程の手続には公正性があると認められる。

(a) 独立した第三者による合併比率の算定

前述のとおり、当社は本合併比率の決定に際して、独立した第三者算定機関であるB E 1に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を尊重したうえで割当比率を決定している。

(b) 利害関係者の排除

当社の取締役のうち、林雅也氏はS C H Dの取締役及びR e v i C oの取締役を兼務していることから、利益相反を回避するため、当社の取締役会における本吸収合併に係る審議及び議決には参加しておらず、また、当社の立場において本吸収合併の協議及び交渉には参加していない。

(c) 独立した第三者からの意見書の取得

当社取締役会は、本吸収合併を検討するにあたり、本吸収合併における利益相反を解消し、本吸収合併の公正性及び透明性を担保するために、S C H Dからの独立性を有し、かつ、東京証券取引所に独立役員として届出がされている当社の独立社外取締役 2 名に対して、本意見書の提出を囑託しており、本意見書の内容を尊重する意向を示している。

(4) 少数株主の不利益

上記の各検討内容を踏まえ、これらを総合的に考慮すれば、当社取締役会による本吸収合併を行う旨の決議が、当社の少数株主にとって不利益とはいえないと認められる。

第3 基準日設定

1. 基準日公告

2025 年 12 月 19 日開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、以下のとおり基準日を設定することとしました。

(1) 公 告 日：2025 年 10 月 17 日

(2) 基 準 日：2025 年 10 月 31 日

(3) 公告方法：電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

(<https://visumo.asia/ir/announce>)

2. 臨時株主総会の付議議案

以下のとおり、本吸収合併に関連して必要な各議案を付議する予定です。

(1) 吸収合併契約締結の件

(2) 当社定款一部変更の件※

(3) 取締役 1 名選任の件※

※ 両議案の詳細については、本日公表の『定款一部変更に関するお知らせ』及び『代表取締役の異動（追加選定）に関するお知らせ』をご覧ください。

以上